省令

○環境省令第二号

構造改革特別区域法施行令及び総合特別区域法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第七条の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年環境省令第十二号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十四日

環境大臣　小泉進次郎

環境省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（地中空間の周辺の土地の要件） **第一条**　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第七条の環境省令で定める要件は、地下水を汚染するおそれがないものであることとする。 （水質検査の回数） **第二条**　市町村が、構造改革特別区域法施行令第七条に規定する地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業を実施するときは、当該事業についての一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）第一条の規定の適用については、同令第一条第二項第十号ロ中「一年に一回（イただし書に規定する最終処分場にあっては、六月に一回）」とあるのは「三月に一回」とする。	（地中空間の周辺の土地の要件） **第一条**　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第六条の環境省令で定める要件は、地下水を汚染するおそれがないものであることとする。 （水質検査の回数） **第二条**　市町村が、構造改革特別区域法施行令第六条に規定する地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業を実施するときは、当該事業についての一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）第一条の規定の適用については、同令第一条第二項第十号ロ中「一年に一回（イただし書に規定する最終処分場にあっては、六月に一回）」とあるのは「三月に一回」とする。

附　則

この省令は、構造改革特別区域法施行令及び総合特別区域法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行する。